相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区横川二丁目六番、最後の住所茨城県土浦市真鍋三丁目一〇番三一号
被相続人　亡　植木　博志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十七日
茨城県牛久市ひたち野西三丁目三一番一〇号ワイズコート三階
相続財産管理人　弁護士　秋山　環

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市新里町武井九六三番地、最後の住所群馬県桐生市新里町武井九六三番地
被相続人　亡　星野　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十七日
群馬県みどり市笠懸町阿左美一八八九番地一藤巻アパートE号室
相続財産管理人　司法書士　笛木　大哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区築地三丁目九番地三、最後の住所東京都福生市大字熊川九五番地熊川住宅四五一
被相続人　亡　梅津　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十七日
事務所東京都渋谷区神南一―二二―八渋谷東日本ビル五階弁護士法人渋谷シビック法律事務所
相続財産管理人　弁護士　上杉　雅央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都立川市柏町三丁目五六番地一〇、最後の住所東京都立川市上砂町五丁目七六番地の四特別養護老人ホーム砂川園
被相続人　亡　重井　利子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十七日
事務所東京都武蔵野市御殿山一丁目二番二号グレイス御殿山四階オオノ・キド法律事務所
相続財産管理人弁護士　大野壽三枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県那珂郡東海村大字照沼二〇番地、最後の住所東京都江東区大島五丁目四〇番一一―四〇七号
被相続人　亡　坂内　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十七日
事務所東京都文京区小石川二丁目二番一三―一一〇二号柴田総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柴田　浩子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都多摩市聖ヶ丘三丁目三三番地一〇、最後の住所東京都多摩市聖ヶ丘二丁目二一番地の二ゆいま～る聖ヶ丘C棟四〇二
被相続人　亡　笠井　昌之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十七日
東京都日野市日野本町三―一四―一八谷井ビル四階日野市民法律事務所
相続財産管理人　弁護士　木村　真実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市神奈川区斎藤分町一〇四番地、最後の住所横浜市神奈川区斎藤分町四二番八号
被相続人　亡　長田公美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十七日
横浜市中区太田町二―二三横浜メディア・ビジネスセンター六階
相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市大字小柴見四五四番地、最後の住所長野県長野市大字栗田八四番地一
被相続人　亡　宮島　建

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十七日
長野市大字南長野西後町六二四番地三
相続財産管理人　弁護士　今井　優太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県多治見市笠原町九九五番地二、最後の住所岐阜県土岐市妻木町二一八三番地の一二
被相続人　亡　大久奈さとみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十七日
岐阜県多治見市大日町二一　大日ビル三号
多治見ききょう法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田中　敦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西淀川区千舟二丁目二四番地、最後の住所大阪市鶴見区今津南一丁目六番三二号ホワイトシャンポール二〇三号
被相続人　亡　船木　道晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十七日
大阪市中央区北浜三丁目七番一二号京阪御堂筋ビル八階
相続財産管理人　弁護士　溝渕　雅男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市港区市岡四丁目一番地四、最後の住所大阪市鶴見区放出東一丁目一二番七号
被相続人　亡　大西　康子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十七日
大阪市西区江戸堀一―二四―一五タツト肥後橋ビル一〇〇二号
相続財産管理人　弁護士　牧田　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市佐土原町下田島一二一五七番地、最後の住所大阪府豊中市城山町一丁目九番一号
被相続人　亡　杉尾　竹志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十七日
大阪市北区南森町一丁目二番二五号南森町アイエスビル四階
相続財産管理人　弁護士　一津屋香織

第15期決算公告

平成30年4月17日

北九州市八幡西区小嶺二丁目10番1号
株式会社三井スタンピング
代表取締役社長　松尾　秀樹

貸借対照表の要旨　（平成30年1月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,154,551	流動負債	504,314
固定資産	1,147,311	**負債合計**	**504,314**
		株主資本	1,797,548
		資本金	100,000
		資本剰余金	350,000
		資本準備金	225,000
		その他資本剰余金	125,000
		利益剰余金	1,347,548
		その他利益剰余金	1,347,548
		（うち当期純利益）	(369,006)
		純資産合計	**1,797,548**
資産合計	**2,301,863**	**負債・純資産合計**	**2,301,863**